

平成19年6月26日  
経済産業省

## 外国為替及び外国貿易法に基づく行政処分（輸出禁止）について

経済産業省は、(株)ミットヨによる外国為替及び外国貿易法違反事件に関し、本日、同法第53条第1項に基づき、同社に対して全貨物の輸出禁止6ヶ月、これに引き続き、CNC三次元測定機及びその部分品について輸出禁止2年6ヶ月、計3ヶ年の輸出禁止の行政処分を行いました。その概要は、以下のとおりです。

### 1. 行政処分について

(株)ミットヨに対し、次の2段階からなる輸出禁止の行政処分を行う。

- (1) 輸出禁止対象貨物：全貨物  
輸出禁止対象地域：全地域  
輸出禁止期間：平成19年7月3日から平成20年1月2日まで  
(6ヶ月間)
- (2) 上記(1)の期間経過後  
輸出禁止対象貨物：CNC三次元測定機及びその部分品  
(ただし、確定した需要者に直接輸出するものを除く)  
輸出禁止対象地域：全地域  
輸出禁止期間：平成20年1月3日から平成22年7月2日まで  
(2年6ヶ月間)

### 2. 事件の概要

(株)ミットヨは、CNC三次元測定機の輸出にあたり、平成7年頃から検査データを改ざんし、性能を低く見せかけることにより、必要な経済産業大臣の輸出許可を受けることなく計約1000台を輸出した。

なお、こうした不正輸出を通じて各地の海外現地法人・販売代理店が需要者を特定しないまま一旦輸入した三次元測定機については、(株)ミットヨの海外現地法人・販売代理店が販売先や用途を十分に確認せずに、更に販売・再輸出していた。

(注1) 高精度のCNC三次元測定機は、核兵器の開発に利用可能なものとして輸出にあつては経済産業大臣の輸出許可が必要である。

(注2) CNCは、コンピュータ数値制御を表す略語

(参考1) (株)ミットヨの外為法違反事件に関しては、平成18年9月に当省は刑事告発を行っており、平成19年6月25日東京地裁において判決があった。

(判決) (株) ミ ッ ト ヨ: 罰金4,500万円

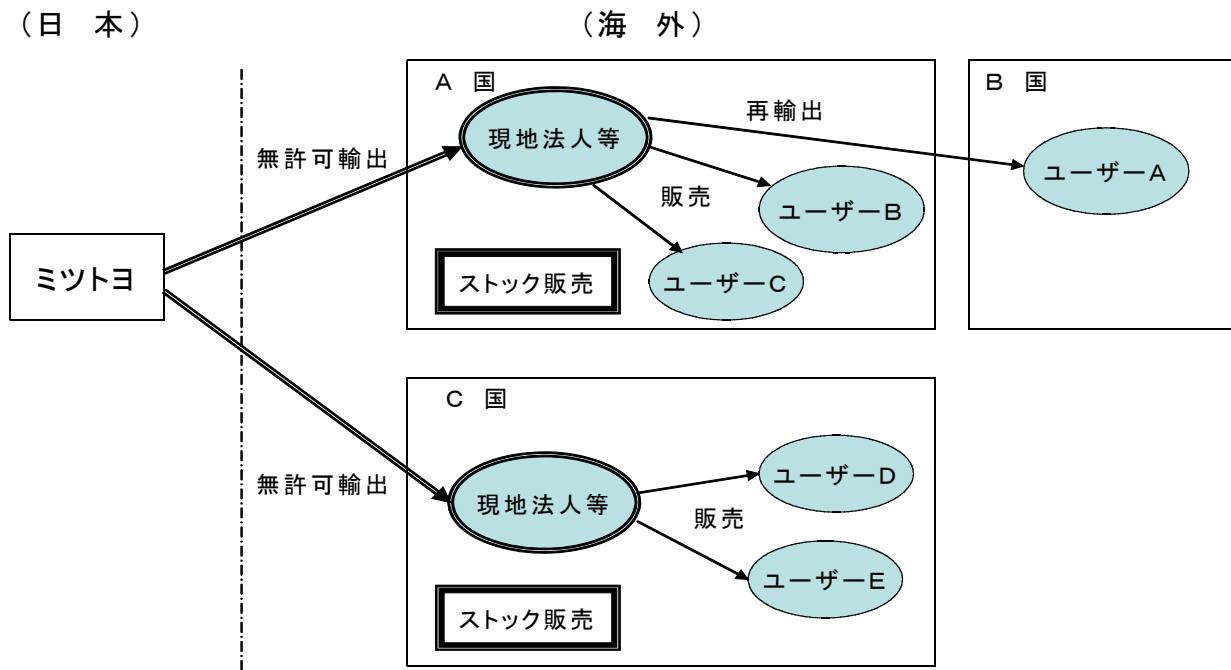
元代表取締役副会長: 懲役3年(執行猶予5年)

元代表取締役社長: 懲役2年8ヶ月(執行猶予5年)等

(参考2) (株)ミットヨの概要

社 長: 坂本 仁  
所 在 地: 神奈川県川崎市高津区坂戸  
資 本 金: 3.9億円  
事 業: 各種精密測定機等の製造

(参考3) 本件の輸出の構図



(本発表資料のお問い合わせ先)

貿易経済協力局貿易管理部

安全保障貿易管理課長 長谷川

電話: 03-3501-2800 (直通)

安全保障貿易検査官室長 村上

電話: 03-3501-2841 (直通)